

厚  
 申  
 第一八号  
 起  
 昭和三十三年五月十二日  
 上奏昭和三十三年五月十三日  
 施行昭和三十三年五月十三日  
 昭  
 和  
 三  
 十  
 三  
 年  
 五  
 月  
 十  
 二  
 日  
 昭  
 和  
 三  
 十  
 三  
 年  
 五  
 月  
 十  
 三  
 日  
 昭  
 和  
 三  
 十  
 三  
 年  
 五  
 月  
 十  
 三  
 日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣参事官

法制局長官

内閣官房副長官

石井國務大臣

松永國務大臣

中村國務大臣

河野國務大臣

唐澤國務大臣

堀木國務大臣

田中国務大臣

郡國務大臣

藤山國務大臣

赤城國務大臣

石田國務大臣

正力國務大臣

萬田國務大臣

前尾國務大臣

根本國務大臣

津島國務大臣

別紙厚生大臣請議

行政機関職員定員法の一部を改正する法

内閣

律附則第十項の規定の適用について

右閣議に供する。

指令案

例文

c 30

この件関係主任官  
厚生事務官 栗山 廉平

厚生省発人第一一号

行政機関職員定員法の一部を改正する

法律附則第十項の規定の適用について

行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百十二号）の施行に伴い、標記の件について別紙案のとおりとする必要がある。よつて、別紙案を提出する。

右開議を請う。

昭和三十三年五月七日

厚生大臣 堀 木 謙 三



内閣總理大臣 岸 信 介 殿

厚生省

行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第十項の規定  
の適用について

厚生省において、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭  
和三十年法律第二十九号）附則第十項の規定により、昭和三十三年  
五月十五日に指名することができる職員の員数は、六十九人以内と  
する。

厚生省

(資料ノ) 引揚援護局関係部局定員現員表

区	分	内部部局	引揚復 員官署	計
(昭和32年4月1日から昭和32年5月5日までの定員		587	223	810
(2) 昭和32年5月6日から昭和32年7月3日までの定員		418	132	550
(3) 昭和32年8月1日から昭和33年3月3日までの定員		420	132	552
(4) 昭和33年4月1日から昭和33年5月5日までの定員		420	132	552
(5) 昭和33年5月6日から昭和33年11月5日までの定員		396	56	452
(6) 昭和33年11月16日から昭和34年5月5日までの定員		396	26	422
(7) 昭和33年4月20日現在員		398	123	521
(8) 昭和33年5月5日における指名予定者数(7)-(5)		2	67	69



(資料三)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第一二二号) 抜す

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
厚生省 本省	四四六五二人	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、附則第五条の規定を除くほか昭和三十三年四月一日から適用する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関については、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の数に、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

厚生省 本省	昭和三十二年五月十五日	二八〇人
	昭和三十二年十一月十五日	一八〇人
	昭和三十四年五月十五日	一五〇人

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中	昭和三十二年五月十五日	二八〇人
	昭和三十二年十一月十五日	三〇人
	昭和三十四年五月十五日	一五〇人

に改める。

(資料四)

行政機關職員定員法の一部を改正する法律附則第十二項の規定に基く政令の一部を改正する政令(昭三三五一政令第九七号)

内閣は、行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)附則第十二項の規定に基き、この政令を制定する。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律附則第十二項の規定に基く政令(昭和三十年政令第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び昭和三十二年五月十五日」を「、昭和三十一年五月十五日、昭和三十三年五月十五日、昭和三十三年十一月十五日及び昭和三十四年五月十五日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

参考

行政機關職員定員法の一部を改正する法律附則第十二項の規定に基く政令

(昭和三十年六月三十日政令第九十四号)

第一条 行政機關職員定員法の一部を改正する法律(以下「法」という。)附則第十二項 定員外の職員を置くことができる期間の期間は、昭和三十年六月三十日において指名した職員については、次の通りとする。

- 勤続期間三年以上五年未満の者 一月
- 勤続期間五年以上七年未満の者 二月
- 勤続期間七年以上十年未満の者 三月
- 勤続期間十年以上十五年未満の者 五月
- 勤続期間十五年以上二十年未満の者 七月
- 勤続期間二十年以上の者 九月

第二条 法附則第十二項の期間は、昭和三十一年三月三十一日、昭和三十一年五月十五日及び「昭和三十二年五月十五日、昭和三十三年五月十五日、昭和三十三年十一月十五日及び昭和三十四年五月十五日」において指名した職員については、次の通りとする。

- 勤続期間六月以上三年未満の者 一月
- 勤続期間三年以上五年未満の者 二月
- 勤続期間五年以上七年未満の者 三月
- 勤続期間七年以上十年未満の者 四月
- 勤続期間十年以上十五年未満の者 六月
- 勤続期間十五年以上二十年未満の者 八月
- 勤続期間二十年以上の者 十月

第三条 前二条の勤続期間は、その職員が指名された日において退職するならば支給されることとなる退職手当の額の算定の基礎となる勤続期間に相当する期間とする。ただし、在職期間が



一年未滿の者については、職員となつた日の属する月から指名された日の属する月までの期間とする。

附 則

この政令は、法公布の日（昭和三〇年六月三〇日）から施行する。

(資料五)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第十項等の運用に関する件  
昭和三十年五月十七日閣議決定

第一 今回提出する行政機関職員定員法の一部を改正する法律(以下「法」という。)の成立した場合における法附則第十項等の運用は次の通りとする。

一 法附則第十項の規定により指名することができる職員の数に、同項左表下欄に掲げる員数の範囲内で閣議の決定を経ること。

二 調達庁及び厚生省において、昭和三十年六月三十日に指名することができる職員の数に、それぞれ二百三十六人及び三百九人以内とする。

三 指名を行うに当つては、予めその職員から法附則第十項の甲出と同時に、その職員を定員の外に置くことができる期間の

末日において辞職すること及びこの辞職の甲出は、取り消さないことを書面によつてあわせて申し出させなければならぬこと。

四 法附則第十項の規定により定員の外に置かれた職員に対しては、その指名を取り消すことができないこと。

第二

一 法附則第十項から第十四項までに規定する制度は、調達庁、国立学校及び厚生省引揚援護関係部局の職員に限り実施するものとする。

二 この種の制度は、このたび限りの措置とすること。